

2019年10月17日

各位

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
代表取締役社長 板坂 雅文

令和元年台風第15号および令和元年台風第19号による被災者の方々への 契約者貸付・入院給付金の特別取扱について

このたびの令和元年台風第15号および令和元年台風第19号により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）では、このたびの台風により被災されたご契約者さまに対して、以下の特別取扱を実施いたします。

記

1. 新規の契約者貸付に対する特別金利の適用

新規の契約者貸付の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

対象のご契約	災害救助法適用地域（※1）に居住されている被災ご契約者をご加入の個人保険・個人年金保険契約（ただし、変額保険を除く）
金利	年利 0.0%
上記金利適用限度額	解約払戻金の一定割合以内
上記金利適用期間 （※2）	2020年 4月30日まで
受付期間 （※2）	2019年12月31日まで

（※1）「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害」「令和元年台風第15号による災害」「令和元年台風第19号による災害」に係る災害救助法の適用地域。

（※2）令和元年台風第15号により被災されたご契約者さまのご契約は2019年9月8日、令和元年台風第19号により被災されたご契約者さまのご契約は2019年10月12日から遡及して適用。

2. 入院給付金のお支払いに関する特別取扱

当社では、約款規定に基づき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの台風では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることから、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

状況	対応方法
直ちにご入院できなかった場合	台風により入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により、直ちにご入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合には、 <u>お客さまからお申出いただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始されたものとして入院給付金をお支払いいたします。</u>
必要な入院治療が受けられなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）	引き続き入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、当初の予定より早く退院し自宅・避難所等で療養された場合には、 <u>本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。</u>
医療施設にご入院できなかった場合（ケガ、病気の場合を含む）	入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、入院できず自宅・避難所または臨時施設等で療養された場合には、 <u>本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。</u>

(注) これらのお取扱いについては、「令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害」「令和元年台風第15号による災害」「令和元年台風第19号による災害」に係る災害救助法の適用地域を対象といたします。

以上

<お問合せ先>
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 お客様サービスセンター
金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客さま
フリーダイヤル **0120-302-572**
旧営業支社を通じてご加入のお客さま
フリーダイヤル **0120-301-396**
受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く